

年末年始特別警戒及び安全指導の実施について

第五管区海上保安本部では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、平成26年12月10日から平成27年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

これらの取組みは、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、毎年、旅客船、カーフェリーなどの乗客を輸送する船舶を重点対象として、関係事業者に対する各種指導等を行うとともに、船内及び旅客ターミナルにおける犯罪・テロ警戒を、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せ実施しています。

第五管区海上保安本部では以下の取組みを実施し、犯罪・テロの防止及び船舶交通の安全確保に努めます。

1. 実施期間

平成26年12月10日(水)～平成27年1月10日(土)

【重点期間】 平成26年12月26日(金)～平成27年1月4日(日)

2. 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル

3. 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審事象の認知時及び事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保及び通報の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ警戒

4. 今年度実施する具体的な取組み

(1) 特別警戒

犯罪及びテロの未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした犯罪・テロ警戒を万全の体制で実施するほか、関係事業者に対して不審物・不審者への警戒、不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における海上保安庁への通報体制の確保及び通報の徹底について指導を行います。

